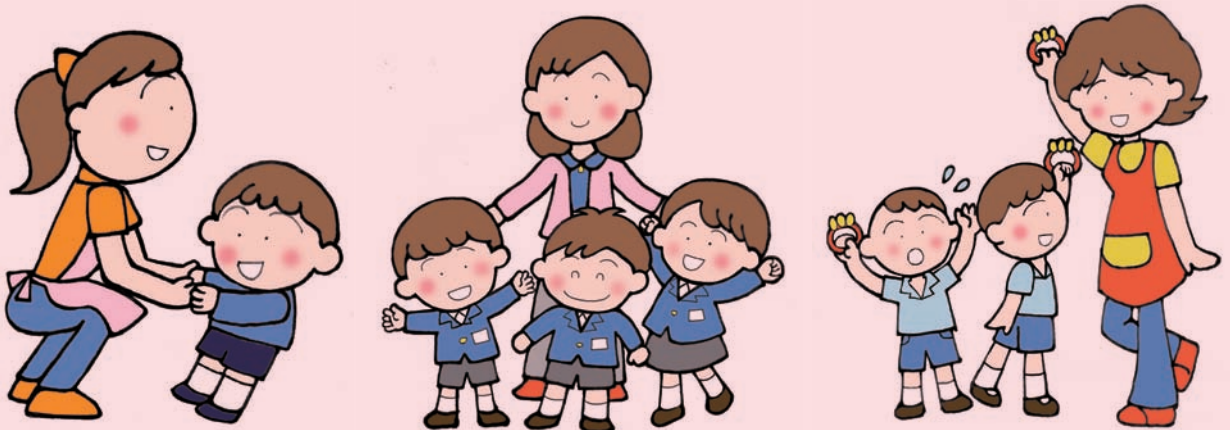


気になる子ども

～その対応と
保護者へのアプローチ～



一般社団法人 福岡市医師会
保育園・幼稚園保健部会

気になる子ども

—その対応と保護者へのアプローチについて—

福岡市医師会保育園・幼稚園保健部会部員

福岡市保育協会理事（研修部長）

浦谷 富士子

福岡市医師会・福岡市行政・公私立保育園（所）・幼稚園保健部会が、毎月一回各代表者が集まって、子どもの発育発達上に懸念される問題点を検討してきました。医師会からは、子どもの心身の発達について、専門的に、子どもの疾病・感染症に関する問題点から予防方法等が述べられ、保育園・幼稚園からは、集団保育の中で育つ子どもたちの保育実践について、また、保護者への対応についての在りかた等を述べ、論議を重ねてまいりました。

近年、子どもの合計特殊出生率の減少があり、今後、社会構成に多くの影響が出るのではないかと予測され、乳幼児に関する要望は、切実なものがあります。子どもたちは心身ともに発育発達のプロセスにある存在であり、特に、運動面では、身体の種々の生理的機能が育ち、精神面では未分化から分化に向かう時期にあり、子どもたちの生活の整備のためには、正しい知識と技術が要求されます。子どもたちは、個人差が著しく、それぞれ個性があります。集団の中で発達障害ではないかと案じられる場合は、その支援のあり方、保護者への対応の仕方、専門機関での診察、療育をする必要性について、深く熱心に議論が交わされ、相互に子どもに対する関心を改めて確認いたしました。

ここに、四年間のあゆみをまとめ、お知らせすることとなりました。気になる子どもたちの育ちや心身の発達状況を正しく理解し、子どもの発達保障の権利が守られ、最良の環境の下で、最善の利益が享受され、全ての子どもたちが、健やかに自分自身の可能性に向かって育つように祈ります。

<はじめに>

保育園や幼稚園にはたくさんの子どもが来ています。元気な子、やんちゃな子、おとなしい子、おませな子など、それぞれが個性を持っています。けれども、個性とは別に「気になる子ども」がいます。

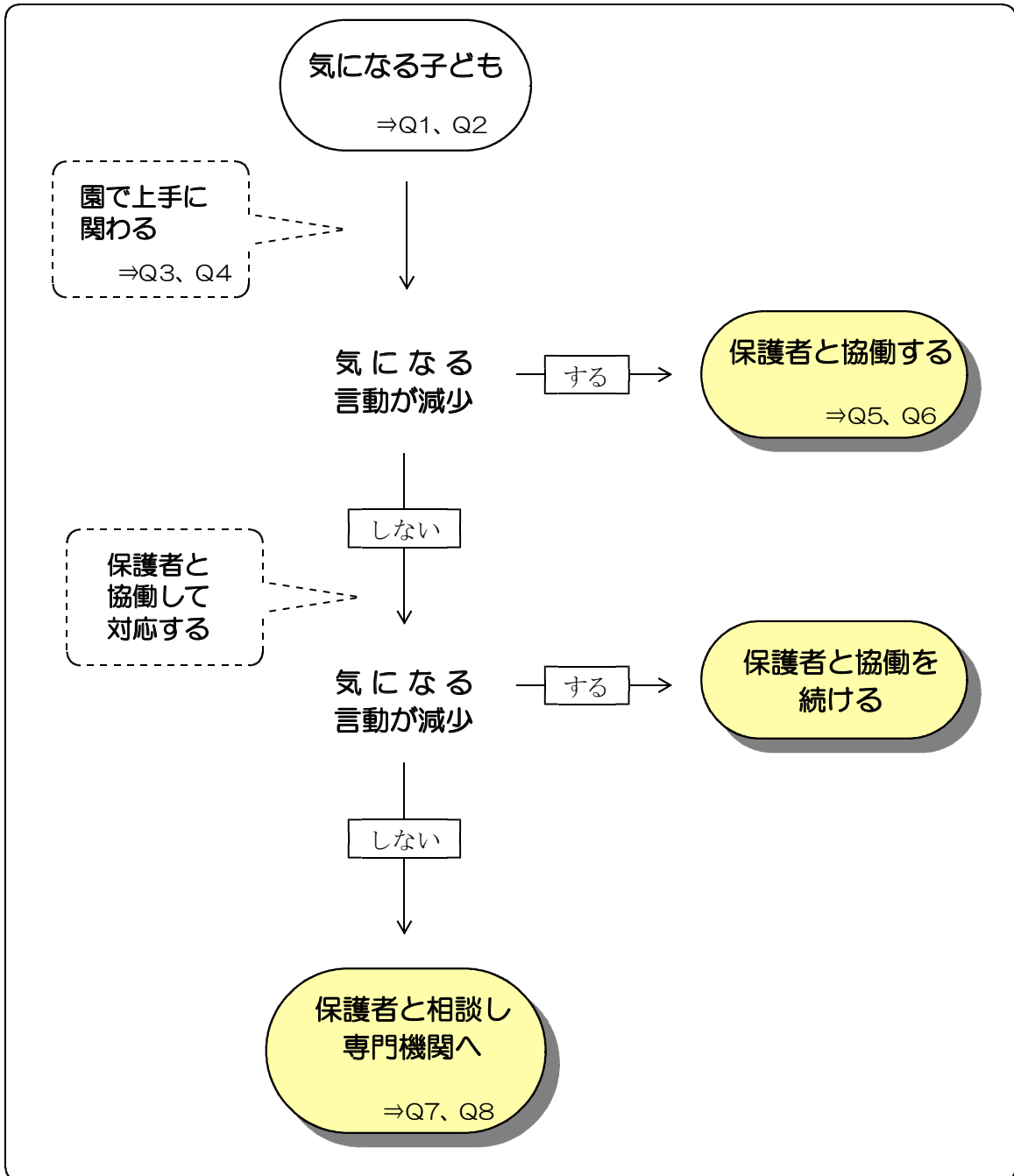
こうした子ども達を見ると、先生たちは次のように気になっているのではないのでしょうか。

- ・発達障害があるのではないか
- ・何とか支援をしてあげたいけれど、どうすればいいかわからない
- ・保護者は気が付いているのだろうか
- ・保護者と上手にコミュニケーションをとるにはどうすればよいのか
- ・専門機関で診察や療育を受けた方がいいかもしれない

気になる子どもたちを見ていく上では、以下のことを理解することが大切です。

- (1) 「発達障害がある子ども」と「発達障害がない子ども」の2つしかないわけではなく、中間の子どもたちがたくさんいる。
- (2) 幼児期は、身体が大きくなり運動能力や言葉が伸びていく時期で、同時に周りの状況を認識する力や、他の人間に合わせて行動する力もどんどん伸びている。したがって、「気になる子ども」を見る場合、こうした力の発達が「どれぐらい遅れているか」だけでなく、「どれぐらい伸びてきているか」にも注目する。
- (3) 上手に関わっていくことでどんどん伸びて「気になる行動」がなくなる子どもや、軽くなっていく子どももたくさんいるが、このときに保育園だけの対応では不十分で、保護者と一緒に関わることがとても大事である。
- (4) 適切な対応をしたにもかかわらず、年齢相応の力からかなり遅れている、あるいは力の伸びがあまり見られないときに、「発達障害ではないか」、「専門機関に相談したほうがいいのか」と考える。

< 気になる子どもへの対応 >



たとえば、年齢相応に先生の話をもじって聞ける子どもと、いつも落ち着きがなく、じっと聞けない子どもの2つしかないのではなく、その間には「ちょっと落ち着きのない子ども」がたくさんいます。その多くは年齢が上がるにつれて落ち着きのなさが改善していきます。これは落ち着きのない子どもだけではなく、言葉が遅れていたり集団行動が苦手だったりする子どもの場合も同様です。

この冊子で、気になる子どもがいたらどう理解し、どう対応すればいいかを、お伝えしたいと思います。

目 次

Q1. 気になる子どもがいたら、何に気を付ければよいでしょうか？	… 1
Q2. 気になる子どもの行動は、心の育ちに影響していますか？	… 2
Q3. 園で出来ることはありますか？	… 3
Q4. 園の体制作りは？	… 8
Q5. 保護者の気持ちをどう考えればよいでしょうか？	… 10
Q6. 「気になること」を保護者にどう伝えればよいでしょうか？	… 11
Q7. 専門機関への相談は勧めた方がよいのでしょうか？	… 12
Q8. どのようなタイミングで相談を勧めるとよいのでしょうか？	… 13
Q9. 気になる子どもで、保護者にも支援が必要な時はどうすればよいでしょうか？	… 15
【資料編】 ～「発達障害」について～	… 17
【資料編】 ～「虐待」にも気をつけて～	… 20
【参考文献】	… 21
【関係機関一覧】	… 23



Q1. 気になる子どもがいたら、何に気を付ければよいでしょうか？

『何が気になるか』

「気になる子ども」の行動には、次のようなものがあります。



- ・言われていることの意味が分からず、適切な対応の会話ができない
- ・指示に従えない
- ・言われても言い返せずに、くやしくて手が出てしまう
- ・順番が待てない、列に並べない
- ・他の子が遊んでいるおもちゃをとってしまったりケンカになる、おもちゃを独り占めしてしまう

『経験不足か、発達障害か』

こうした問題行動は、初めて遭遇する場面で見られたり、どうすれば良いかというやり方を知らなかったりという「経験不足」でも見られます。そうした「経験不足」の多くは、きちんと教えて経験を積めば次第にできるようになります。

しかし、このような問題行動を繰り返すような子どもは、経験不足以外に「言葉や対人関係」の発達が遅れている場合があります、発達障害を伴っている可能性があります。

(発達障害については、巻末の資料や参考文献を参照してください)

『接するときの大事なこと』

「気になる子ども」がいたら、

- ×「問題行動を起こす困った子ども」とならず、
- 「うまくいかないことがあって困っている子ども」

と考えましょう。困っている子どもに、上手に声かけをしたり手助けをしたりすることで、今まで出来なかったことが出来るようになると、自然と問題行動は減っていきます。問題行動は、子どもが困っているときに示しているSOSのサインなのです。



Q2. 気になる子どもの行動は、心の育ちに影響していますか？

『自己評価が下がる』

誰でも他人に認められたりほめられたりすると、自己評価が上がって積極性が出てきます。逆に否定されたり無視されたりすると、自己評価が下がって意欲がなくなり、投げやりな気持ちになってしまいます。これは子どもの場合も同様です。

問題を起こしがちな気になる子どもは、「いつも叱られてばかりでめったにほめられない」ことが多いのではないのでしょうか。そうなってしまうと、「やってみよう」という積極的な気持ちがなくなってしまうと、初めての事や自信のない事を避けたがる、消極的な子どもになり、自己評価も下がってしまいます。

また、「他人から認められたい」というのは誰でも持っている自然な気持ちですが、自己評価が下がっている子どもは、親や先生などの大人から注意を引いて自分の存在を認めてもらうために、かえって反抗的な態度や行動を取ってしまうことがあります。こうした状況が続くと、性格の形成や情緒の安定にも影響を及ぼしてきます。

そのような状況を防ぐためにも、保育園・幼稚園と保護者が手を組んで、早期に上手なかかわりを持つことが重要なのです。



Q3. 園で出来ることはありますか？

気になる子どもは、さまざまな問題行動を起こしているため、どこから対応していけばよいのか、わからないことも多いのではないのでしょうか。そうした場合は、「行動をよく観察する」、「わかりやすい指示を出す」、「上手にほめる」の3つのことを考えながら対応するとうまくいきます。

『行動の見方』

①子どもの行動をよく見る

「すぐに手が出る」、「カンシャクを出す」、「話を聞けず、すぐに部屋から出て行く」、「列に並べない」といった気になることがあった場合、まずは子どもの行動をよく見てください。

そうすると、どういう状況で問題が起きているのか、何をしようとしているときに問題が起きているのかが見えてきます。よく「思ったとおりにならないと怒り始めて手が出る」という子どもがいますが、そうしたときも何をしているときに怒り始めるのかに気をつけて見るのが対応のスタートになります。

②きっかけに気付く

問題行動が起きるきっかけに気付くことも大切です。

例えば、「服を着ようとするときにカンシャクを起こしている」という子がいたとします。カンシャクを起こさせないようにすることは、なかなか大変です。しかし、この子の行動をよく見てみると、カンシャクのきっかけは「服を着ようとしてうまくできない」ことでした。この場合、カンシャクを起こさないようにするには「一人で服を着る」ことを指導すればよいことがわかります。

③できるようになってもらいたい行動にも注目する

この例では、カンシャクという問題行動が、「一人で服を着る」という「できるようになってもらいたい行動」に変わりました。「カンシャク」という、いつ起こるかかわからない問題行動の対応を考えるより、「一人で服を着る」という「身につけてもらいたい行動」を教えるほうがずっと簡単ですので、子どもを見るときには、問題行動だけではなくできるようになってもらいたい行動にも注目してください。

例えば、座って食事をする、一人で服を着る、あいさつをするなどです。生活習慣に関わることが多いと思います。こうした、できるようになってもらいたい行動に着目して、ひとつずつできるようにすることも大切です。できるようになってもらいたい行動が身につくと、それに比例して問題行動が減っていくことはよくあります。

④目標は子どもに合わせて

子どもの「できるようになってもらいたい行動」を考えるときには、年齢相応かどうかではなく「ときどきできていること」、「前はまったくできなかったけれど、少しできるようになっていること」にも注目してください。

「ときどきできていること」がいつもできるようになったり、「少しできるようになっていること」が全部できるようにする方が、まったくできないことをできるようにするよりも簡単だからです。できることが増えてスムーズに過ごす時間が増えれば、問題を起こす時間は減っていきます。

【よく見て問題行動が改善した例】



次にあげるのは、『お母さんの学習室』（二瓶社、山上敏子監修）という本にあった、知的障害のある3才の男の子、T君の例です。

T君は、ご飯を食べるときに手づかみで、箸やスプーンを使いません。また、食べるときに口いっぱい詰め込んで、收拾が付かなくなると口から出して、またそれを口に詰め込んだりします。少しずつ分けて食べさせようとするとかんしゃくを起こします。キーキー言っのけぞり、後ろの大人の胸に頭突きをくらわし、これをされた人はしばらく息ができませんくらいです。T君に身に付けてもらいたい行動として「スプーンやフォークを使って食事をする」ということを目標にした取り組みです。

「・・・10月17日から、お母さんは本格的に食事の訓練に取り組み始めました。まずスプーンですくいやすいものやフォークで刺しやすい献立を準備しました。スプーンやフォークで食物を取ろうとすると、すべったり、こぼれたりしてその結果、手づかみとなることにお母さんが気づいたからです。10月20日以後になるとスプーンやフォークを使うことが少しずつ増えています。お母さんは、スプーンやフォークの方が手づかみよりもたくさん食べられることに本人が気づいたからだろうと語っています。また、お母さんはスプーンですくうT君の様子を観察していて、すくったものが食器の縁からこぼれ落ちやすいことや、食器が軽いためフォークで食物を突き刺すと食器も一緒に動いてしまうことに気づきました。そのため11月に入って、食器も重く深いものと交換しました。この時期以降、T君は手づかみで食べるものが減ってきています。お母さんによるとスプーンやフォークを入れても器が動きにくく食器の縁が高くなっているのですくいやすく、手づかみより楽だということにT君が気づいたためだろうということです。この時期の食事行動の変化と相まって、かんしゃくを起こすことも減っています・・・」

『わかりやすい指示の出し方』

① ‘ちゃんと’ は使わない

わかりにくい指示を出していたら、いつまでたっても子どもは出来るようになりません。一番わかりにくい指示は「ちゃんとしなさい」です。

「ちゃんとしなさい」だけでは具体的に何をすればよいのかがまったく示されていないので、「ちゃんとしなさい」といわれてもできない子どものほうが多いのです。

②ひとつずつ具体的に

子どもができるようになるには具体的に教えることが必要です。そのためには、子どもにさせたいことをいくつかの小さなステップに分けて、一つのことのできてから次の指示を出します。

たとえば「お片付け」をさせるときには、「ちゃんと片付けて」というのではなく、⇒「ミニカーはこの箱に入れて」、「ミニカー終わったね、それじゃブロックはこっちの箱に入れて」といった具合です。

場合によっては、子どもがミニカーを手にした瞬間に「ミニカーはこの箱」、お皿を手にしたら「お皿はこっち」とさらに細かく指示を出してあげることも有効です。



『ほめ方』

①すぐにほめる

ある行動ができたなら、すぐにほめてあげてください。ほめられることを繰り返すことでその行動がだんだん身についていきます。「〇〇できてえらかったね」といったように、何をしてほめられたのかを言葉にして伝えることも有効です。

ほめるためには、『わかりやすい指示の出し方』で説明した、「小さなステップに分ける」が役に立ちます。「小さなステップに分ける」ことは、指示をわかりやすくするためだけではなく、ほめる機会を増やすための工夫でもあるのです。



②手助けをする

なかなかほめるようなことをしてくれない子どもでも、手助けをすることでほめることができます。

例えば、ミニカーひとつさえ片付けようとしないうちでは、先生が子どもと一緒に片付けをして、最後の1個だけは子どもにおもちゃ箱に入れさせる、という段階からスタートしなければならないこともあります。

子どもが最後の1個をおもちゃ箱に入れたらすかさず「今日はお片付け、早かったね」とほめるわけです。

先生の助けがあったかどうかは問題ではなく、その行動ができた、ということが大切な点です。お膳立てをしてあげたり、手助けをしてあげたりしたときでも、子どもができたときには必ずほめてください。ほめられると、その行動が身に付きやすくなるだけではなく、自己評価が回復し、情緒が安定することで、やる気や積極性が出てきます。

③子どもにあったほめ方を

どのようなほめ方をすると子どもが一番喜ぶかは、個々で異なります。「ありがとう」と言うだけで十分な子、「やったね」という達成感を感じるような言い方を喜ぶ子、頭をなでるなどスキンシップがあるものを好む子、子どもによって異なります。どういうほめ方がもっとも有効なのかを見つけるのも、先生の腕の見せ所です。



④家庭でもほめてもらう

園でできるようになったことがあれば、保護者に伝えて家でも同じようにほめてもらうようにしてください。このとき、保護者にもほめるタイミングがわかるように、「これができたときにほめてあげてください」といった対応のポイントを具体的に教えるとよいでしょう。

【コラム】「子どもへの対応のヒント」

まずは、子どもの行動をよく見て、「子どもが困っている状況」を把握しましょう。

◇ 子どもの行動を観察してみると・・・。

1) 子どもはどのようにそんなことをしたのでしょうか？

「したい」「わからない」「怖い」等々、必ず理由があるはずです。

2) どういうときにおこりやすいですか？

おこりやすい状況がわかれば、環境を変えたり、課題を変えたり、対策がとれます。

3) 適切な行動がわかっていますか？

「ダメよ！」だけでは、どうしたらいいかわからないかもしれません。

「〇〇してね。」と具体的に、何をしたらいいのかを伝えてあげると理解しやすいです。

お友達に「貸して。」と言うことができないときなど、一緒にしてみることも有効です。

適切な行動がとれたときには、すぐにほめてあげてください。それが自信に繋がります。

普段の生活の中では、トラブルが起きたときに子どもに注目することが多く、それ以外のうまくいっている時間の姿は見逃しがちです。まずは、どういう子どもかをじっくり見る時間を作って下さい。「いいところ」が沢山見えてくるはずです。

(「子どもの育ちを支えるための第一歩～保護者とのよりよいコミュニケーションを目指して～」(西彼地域発達支援連絡会)より抜粋)



Q4. 園の体制作りは？

『園全体で取り組む』

保護者に、子どもが気になることを伝えたり、専門機関への相談を勧めたりすることは、先生にとって大きな負担になります。

子どものために良かれと思って相談を勧めても、保護者に受け入れられなかったり非難をされたりして、傷ついてしまうこともあります。また、一人で抱え込んでしまうと、燃え尽き症候群のようになってしまう可能性もあります。

したがって保護者に、子どもが気になることを伝えたり、専門機関への相談を勧めたりすることは、先生が一人で判断すべきことではありません。そうならないためにも、園全体で体制を整えておくことが大切です。



『話し合いの場をつくる』

そのためには、園長先生、主任の先生、担任の先生で気になる子どもについて話し合える場をつくる必要があります。気になる子どもについての定期的な話し合いがあれば、担任の先生も困ったときに相談がしやすくなりますし、園での対応の仕方、専門機関に相談した方が良いのか、だれが保護者に話すのか、どのような言い方をすれば保護者に理解してもらえるかなど、いろいろなことについて議論することが出来ます。そのような話し合いの場を前もって作っておくことが重要です。

また、先生がひとりで思い悩んで保護者に伝えるよりも、「園として子どもがよりよく育つために相談したいことがあります」と説明した方が、保護者にうまく園側の気持ちを伝えることができます。



【職員間の連携】

市内のある保育所では、月1回の職場内の研修の中で「ケース会議」を行っており、関係機関（療育機関、病院、保健所、えがお館児童相談所、療育施設など）と連携がある子をはじめ、気になる子について話し合い、情報を共有しています。



職場内の研修は夕方18：15～20：30。
その中で、ケース会議は20～30分です。

ケース会議では「ともに育ちあう」ことを目指し、

- ①気になる子を理解する
- ②課題を整理する
- ③見通しや目標を明確にする

といったねらいに添って話し合い、職員間の共通理解を図るようにしています。

ケース会議を行うことで、

- ・全体で「気になる子」についての情報共有ができる
- ・担任だけが抱えこむのではなく全職員でその子を観ることができる。

といった成果があります。

臨時職員にも、情報を共有するためのノート（「めきめきノート」）を作成し、事務所で閲覧できるようにしています。ケース会議の内容とともに、療育機関からの訪問支援の内容等、子どもの情報についても「めきめきノート」に綴じて周知を図っています。

ただし、この「めきめきノート」は、個人情報に関わる内容も多く含んでいるので事務所から持ち出さないようにしています。

Q5. 保護者の気持ちをどう考えればよいでしょうか？

『保護者の葛藤』

保護者の中には、子どもの問題をまったく感じていない人もいれば、うすうす感じている人、問題に気付いている人もいます。しかし、問題に気付いている人でも心の中では「自分の子どもに障害があるはずがない」といった気持ちや、「自分のせいで・・・」といった母親としての自責の念、「近所の人や親戚にはどう言えばいいだろう」といった世間体など、複雑な気持ちを抱えており、強い不安を感じているものです。

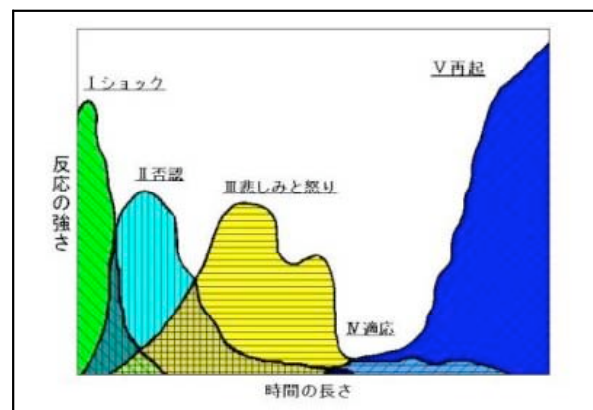
『あせらない』

ときには保護者に相談を勧めても拒否をされたり、どうしても相談に行く決心が付かないということもあります。そういうときは無理強いするよりも「困ったらいつでも相談してください」という形で、保護者との信頼関係が途切れないように心がけます。時には保護者の気持ちの整理が付くまで待つことも必要です。先々、保護者が困った時に、改めて相談につながるかもしれません。

『受容の段階』

相談に行って障害の診断を受けた際にも、大きなショックを受けます。下の図にあるように、ショックを受けたあとには、「そんなはずはない」という診断を受け入れられない段階、「なんで自分の子どもが」といった怒りや悲しみの段階を経て、子どもの障害を受け入れる適応の段階に入ります。

真の意味で障害を受容して前向きに生活できる、再起の段階になるには、かなりの時間がかかります。この期間は2～3月の人から数年かかる人まで、さまざまです。相談を勧める時は、こうした保護者の気持ちを考えることも大切です。



「Drotarら、'The asaptation of parents to the birth of an infant with a congenital malformation」より

『保護者の味方になる』

また、お母さんは前向きに子どもの障害を受容しようとしているのに、お父さんが協力的でなかったり、おじいちゃん、おばあちゃんが「しつけが悪いせいだ」と、お母さんを非難したりと、家族の協力が得られないこともあります。そうしたときには、園の先生がお母さんの話を聞いてあげたり、はげましたりするなど、味方になることも必要です。

Q6. 「気になること」を保護者にどう伝えればよいでしょうか？

先生と保護者の間に十分なコミュニケーションが取れていないときに「気になること」を伝えても、保護者は自分の子どもの悪口を突然言われたような気分になります。そうすると先生と保護者の関係がギクシャクし、子どものために「気になること」を何とかしてあげようと思っても、かえって話が前に進まなくなります。



『園と家庭での環境の違い』

その理由のひとつは、家庭と園では子どもの環境が違うからです。家庭では親に甘えたりわがままを言ったりできますが、園では集団の中で生活しなければならないという環境の違いから、家では気にならないような行動が、園では「気になること」として目立つことがあるからです。

『保護者とのコミュニケーション』

「気になること」を保護者にうまく伝えるためには、普段から保護者と「よいコミュニケーション」が取れていることが大切です。そのためには、日頃から子どもの様子をよく見て、「こんなことができるようになった」、「今日はこんなことで頑張った」と気づいたことを伝えることが必要です。子どもを見るときには、あまり年齢相応ということにとらわれず、その子なりにできるようになったこと、頑張ったことに注目してあげてください。保護者が「先生は自分の子どもをきちんと見てくれている」と思い、安心して子どもを園に預けられるような関係ができると、もしもその子どもに「気になること」があったとしても保護者に伝えやすくなりますし、保護者も信頼している先生から言われると、受け入れやすくなります。

『具体的に話す』

「気になること」があった場合、どういう行動が気になるのかを、具体的にあげて話してください。ただ単に「落ち着きがない」と話すのではなく「お昼の給食の時に、初めは座って食べていてもすぐに積木の方に走って行って遊んだりするので、食べ終わるまで時間がかかるんですよ。お家でもそういうことで困っていることはありませんか？」というように、具体的な行動を保護者と共通の認識として持つ必要があります。子どもの困っていることを保護者と先生と一緒に協力して、何とかしてあげよう、というようになるのが一番です。

Q7. 専門機関への相談は勧めた方がよいのでしょうか？

気になる子どもに発達障害の可能性があり、園での対応だけではなかなか改善しない場合、「このような対応をしているのですが、なかなか改善が見られません。やはり専門的な機関に相談し、アドバイスをもらいたい」と相談を勧めるとよいでしょう。

『専門機関に相談するメリット』

専門機関に相談すると次のようなメリットがあります。

- ①診断を受けることができるので、園でもそれに基づいた支援を計画できる。
- ②発達の評価を受けることができる。
- ③施設支援などの制度があり、保育園・幼稚園への訪問、指導を受けることができる。
- ④福祉的な相談を受けることができる。
- ⑤療育を受けることができる。

具体的には、③は幼稚園・保育園からの相談に応じるだけでなく、必要に応じて職員が園を訪問し、療育に関する技術面でのアドバイスなどの支援が行われています。④は、選任のコーディネーターが各種福祉サービスに関する援助、関係機関との連携・調整などを行っています。

『保護者への説明』

保護者に相談を勧めるときには、どういうメリットがあるかを具体的に説明し、子どもの生活の改善や成長にどのように役立つかを保護者にわかってもらおうと、相談へ行くことの不安が軽減します。

また、保護者によっては、まず病院を受診して、そこから療育機関を紹介してもらった方が、受け入れやすい場合もあります。

『就学後にもメリットが』

発達障害の場合には、幼児期だけではなく就学してから、さらには成人してからも支援が必要なことも多いので、早い段階から相談を受け始めていると、将来の進路を考える際にも見通しを立てやすくなるというメリットもあります。

福岡市にはこうした専門機関として、福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、福岡市立西部療育センター、福岡市立東部療育センターがあります。

（各センターの連絡先は【関係機関一覧】23ページをご覧ください）

Q8. どのようなタイミングで相談を勧めるとよいでしょうか？

担当の先生と保護者の間で信頼関係ができていれば、時期はいつでも構いません。ただし、卒園直前に相談を勧めることは、それまで何も問題がなかったはずの子どもに突然特別支援学級に行けと言われたように誤解される可能性がありますので、4才児クラスまで、遅くとも5才児クラスの前半までがよいと思います。

また、行事の前などは「運動会の時には〇〇をできるようになってもらいたいのぞ」という言い方で、気になることを保護者に伝えて、共通の認識にするよい機会です。

【運動会の前に話してうまくいった例】

これは、市内のある保育所のAくんの例です。

Aくんは、こだわりが強く保育園でも自分の興味のあることにしか参加しません。

家庭でもいつもと順番が違つとパニックになったり、何日も何日も同じ朝ご飯を食べ続けたりなど、ご両親も少し困っていました。

運動会を控えた時、「お友達と一緒にかけっこができてますか？」と質問されたのをきっかけに話し合いをもつことになりました。

家庭での困り感を聞き、保育園での様子を伝えあいました。そんな中で、何よりも本人が生活のしづらさを感じているのではないかとということにたどり着きました。

例えば、熱があつたら内科へ、怪我をしたら外科へなどその症状に応じて相談するところを変えるような気持ちで気軽に療育センターを利用し、もっと専門的なアドバイスを受けるとよいのではないかと提案をしました。

その結果、両親は療育機関に相談に行き、Aくんの障害を正しく理解し接していこうという前向きな療育態度に変わりました。

又、保育園でも家庭と接し方が変わらなように十分に連絡を取り合い、保育をしていきました。



(次のページへつづく)

保護者はわが子を健やかに育てたいと強く思っています。

しかし、中には育てにくさや、困り感に悩んでいる方もいらっしゃいます。

保育園でも、気になる子をどのように支え、また、保護者にどのように伝えようかと迷い、専門的なアドバイスを受けたらもっとこの子が生活しやすくなるのではと悩んでいる保育士も多いと思います。

日中、子どもが友だちの中でどのように過ごしているのか、親の目に触れることは少ないです。保護者はもっと保育園での様子を知りたいと思っています。

1つの例として、お母さんと話す時に困り感や障害という事を前面に出すのではなく、運動会や発表会などの行事の機会に園生活に参加してもらい様子をみてもらいます。

その後「どのように感じたか」「保育園にどのようにして欲しいか」などお母さんの気持ちを受け止めます。また、専門機関に行く時に希望があればいつでも担任が同席し集団での様子を伝えること、センター等でのアドバイスの中で保育園でできることは相談してもらおうなどの事をしっかり伝えていきます。

「いつでも話を聞いてもらえる」「わが子の事を考えてくれている」、そんな人が周りにお母さんが感じたら、背中を押され一歩前に進めるのではないかと思います。



Q9. 気になる子どもで、保護者にも支援が必要な時は どうすればよいでしょうか？

様々な理由で、保護者も含めた支援の必要性が感じられる場合があります。子どもに発達障害があるだけでも子育てが大変なのに、保護者が不安定であれば虐待のリスクが高まる可能性もあります。子どもの発達のためにも保護者の生活が安定することが必要で、そのためには他の機関と連携することが必要になってきます。



『虐待が疑われる場合』

子どもに不自然な傷があつたりして、虐待が疑われる場合があります。虐待を受けていたり不適切な養育を受けていると情緒不安定となり、落ち着きがなくなったり不活発になったりするなど、気になる行動をすることもあります。また、子どもに発達障害がある場合、保護者が育てにくさを感じるために虐待のリスクが高くなるといわれています。虐待に気づいたら通告の義務がありますので、虐待が疑われる場合は、福岡市こども総合相談センター「えがお館」や各区の保健福祉センターの子育て支援課などに御相談ください。

(詳しい連絡先は「関係機関一覧」23ページをご覧ください)
(虐待については巻末の資料も参照してください)



『保護者の精神疾患』

保護者にうつ病などの精神疾患がある場合、病状によっては子育てが困難になってしまいます。不眠や倦怠感などで家事や子育てに支障をきたしているようならば、症状のつらさに耳を傾け、医療機関の受診を勧めてください。すでに医療機関を受診し、治療を受けている場合でも、症状が続いていて家事や子育てがうまくできていない場合には、福祉や行政のサポートを受けることで負担を軽減することができます。こうしたサポートも含めて、精神疾患については保健福祉センター(保健所)の健康課精神保健福祉係で「こころの相談」を行っています。また、受診についての相談は精神保健福祉センターが行っています。

(詳しい連絡先は関係機関一覧24・25ページをご覧ください)

『保護者にも発達の特徴がある』

気になる子どもの話を保護者と続けていますと、保護者にもその特性が見られることがあります。保護者にも発達障害がある場合には、「連絡は必ず紙に書いたりプリントにして渡す」、「家庭での指導をお願いするときは、具体的でシンプルな事をひとつだけにする」など、その特性にあわせたやり方をするとスムーズに意見交換ができます。

また、保護者自身が「自分にも発達障害があるのではないか」、と思われたときは福岡市発達障がい者支援センターに相談することができます。

(詳しい連絡先は関係機関一覧 24 ページをご覧ください)

『保護者のパートナーの家庭内暴力（DV）やアルコールの問題など』

DVが行われていたり、アルコールの問題がある家庭で生活することは、子どもの心理に深刻な影響を与えます。子どもの前でのDVは、心理的虐待になります。

DVについては、福岡市配偶者暴力相談支援センターや福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」に相談することができます。アルコールの問題については保健福祉センター（保健所）の健康課精神保健福祉係で相談を受けています。

(詳しい連絡先は関係機関一覧 24 ページをご覧ください)



いわゆる発達障害は、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）のことを言います。発達障害は持って生まれた脳の認知機能（情報処理の働き）の問題であり、しつけや育て方の問題ではありません。

『自閉症スペクトラム障害』

自閉症スペクトラム障害は、次の3つの特徴があります。

- 1) **社会性の障害**：雰囲気を読んで、周りの人に合わせた行動をとるのが苦手。マイペースすぎたり、自分勝手な行動をとっているように思われることが多いので、「社会性の障害」という認知特性を理解して指導することが必要です。
- 2) **コミュニケーションの障害**：言葉を人とのやり取りに使えない、話の流れや相手の気持ちを読み取れないなど、コミュニケーションに問題があります。話しかけてもオウム返ししか返ってこなかったり、お気に入りのコマースヤルのフレーズを独り言のように繰り返すだけで会話にならなかったりすることなどがあります。やり取りができる場合でも、冗談を真に受けたり、皮肉を言われてよるこんだりなど、「字義通り性」が見られます。
- 3) **想像力の障害（こだわり）**：初めての場面や予想外の状況で、強い不安を感じてパニックになったり固まってしまったりします。これは初めての場面や予想外の状況でどうすればいいかのアイディアが思い浮かびにくいからです。どうすればいいのかを「想像」する力が弱いとも言えます。不安になりやすい初めての場面や予想外の状況を嫌がり、いつも通りであることにこだわります。また、次々と展開が変わっていくような遊びよりも、物を並べたりすることを好みます。

こうした特徴があるために、自閉症スペクトラム障害の子どもでは、

- ・ 集団行動が取れない
 - ・ 指示に従えない
 - ・ 孤立している
 - ・ 言葉はたくさん知っているのに、コミュニケーションは幼い
 - ・ 年齢相応の友達関係が築けない
 - ・ ちょっとしたことでもパニックになる
- などの気になる行動が見られます。

前述の3つの特徴は、知的障害の有無に関わらず見られます。知的障害のない自閉症スペクトラム障害は高機能自閉症と呼ばれることもあります。また、十分に言葉の発達している一部の自閉症スペクトラム障害にはアスペルガー症候群があります。しかし、アスペルガー症候群の人でも、コミュニケーションの障害として字義通り性などが存在します。

そのほかに自閉症スペクトラム障害では、大きな音や人ごみのざわつきが苦手な「聴覚過敏」や、ちょっと触られただけでも泣き出したり気に入った感触の洋服以外には絶対に着なかつたりする「触覚過敏」などもしばしば見られます。

『注意欠陥多動性障害（ADHD）』

注意欠陥多動性障害の特徴は、「多動性・衝動性」と「不注意」の2つです。

- 1) **多動性・衝動性**：多動性とは「落ち着きがない」ことです。具体的には、じっとできない、いつもそわそわと体を動かして、不適切な状況で動き回ったり高いところによじ登ったりする、しゃべりすぎる、といった行動が見られます。衝動性は、待てない、順番を守れない、質問が終わる前に出し抜けてに答えてしまう、他の人がしゃべっていたり遊んでいたりを邪魔してしまふ、といった行動に現れます。
- 2) **不注意**：気が散りやすい、極端に飽きっぽい、根気がない、何かをするとき集中を持続することができない、順序立てて物事をこなすことができない、忘れっぽいといった特徴が見られます。

ADHDは、こうした行動の特徴に基づいて診断しますが、実際に診断が付くのは小学校に入学してからです。その理由は、定形発達（普通の発達）の子どもでも年齢が小さい場合にはこれらの特徴が当たり前に見られるからです。しかし、定形発達の子どもの年齢とともに落ち着きが出てきてこうした特徴がなくなります。その一方でADHDの子どもは就学後もこうした特徴が継続します。そしてADHDの診断が付いた子供は、幼児期を振り返ってみるとたいてい幼児期にこれらの特徴が目立っています。これはADHDがもって生まれた発達障害であることを意味しています。

『学習障害（LD）』

学習障害は、文部科学省の定義では「知能が正常であるにもかかわらず学習において、読むこと、書くこと、聞くこと、話すこと、計算すること、推論することのいずれかに困難が見られるもの」となっています。

具体的には、

- ・ 会話はできるのに文字が読めない
- ・ 字が書けない、ひらがなは何とか書けるが下手で鏡文字も見られる
- ・ 口頭で指示を出しても従えず、絵や写真で説明してあげなければならない
- ・ 理解はできているようだが、言葉でうまく表現できない
- ・ 文字は読めるのに計算ができない
- ・ 数の概念が育たない
- ・ 計算はできるのに文章題ができない

などといったことが問題になります。

こうした問題は就学後にはっきりしてきますが、もって生まれた脳の情報処理機能の問題なので、幼児期にも影響が見られます。

例えば、書くことの障害は「目で見て形を把握するなどの視覚情報処理の問題」

や「脳からの指令に合わせて手や指を動かす器用さの問題」です。したがって幼児期には「周りを見て状況を理解してみんなに合わせた行動をとること」や「工作やお絵描き」が苦手だったり、就学間近になっても字を覚えられない子どもが小学校に入ってから、書くことの障害を持っていることがわかる可能性があります。

話すことの障害の子どもは、友達に何か言われたときにうまく言い返せなくて、悔しくて手が出てしまい「ケンカが多い子」と思われるかもしれません。聞くことの障害の子どもも、口頭での指示がよく理解できないために「指示に従わない子」、「集団行動ができない子」と誤解されているかもしれません。

聞くことの障害と話すことの障害の子は言葉の遅れが見られるために、他の学習障害と違って療育機関に相談に行くことも多いと思います。学習障害自体は小学校に入ってからではないと診断できませんので、幼児期では言語発達遅滞と言われることもあります。

学習障害が疑われる幼児では、例えば「聞くことが苦手」な子どもに何かを教えるときには、言葉で説明するだけではなく実際に目の前でわかりやすく動作を示してあげたり、手を添えて手伝ってあげたりとできるようにする場合もあります。指示を出す際も絵やイラストが一緒だと理解できるかもしれません。また、苦手な課題をしなければならないときは、みなと同じ目標だと難しすぎてやる気をなくすこともありますので、その子にできる範囲の課題を与えて、達成感を感じてもらうことも必要です。

こうした「発達障害」では本文に挙げたような様々な「気になる行動」が見られますが、これらはしつけの問題などではなく、もって生まれた行動の特性、認知の特性によるものです。したがって、それぞれの発達障害の特徴を認識し、それに合った指導をしていくことが大事です。

その他にも、いわゆる発達障害ではありませんが、IQが50～70くらいの軽度精神遅滞の子どもも、3才から10才の間に気付かれることが多いので、注意が必要です。



【資料編】～「虐待」にも気を付けて～



子どもの体や心の様子に変だな、と感じたら「虐待かも知れない」と疑ってみることが必要です。虐待を見逃さないためには次のような「不自然さ」に注意してください。

・ 不自然な傷

子どもはよくケガをしますが、不自然な傷とは遊んでいてケガするような部位でないところにある傷や、ちょっとした事故ではありえないような火傷といったものです。このような傷が多くあったり、頻繁に傷があったりする場合には注意が必要です。

・ 不自然な説明

これは虐待している大人にも虐待を受けている子どもにも見られます。子どもの傷の原因について聞いても傷の状況からありえない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、うち明けたい気持ちと、うち明けることので不安から不自然な説明が多くなります。

・ 不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をすることです。

・ 不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわして多動的になったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せる場合があります。また、虐待している大人にも不自然な行動が見られます。子どものことを非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうことなどです。

(愛知県「子どもの虐待対応マニュアル」(教育・保育機関用)より引用)

虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育放棄)、心理的虐待の4つがあります。虐待に気づいたら通告の義務がありますので、虐待が疑われる場合は、福岡市こども総合相談センター「えがお館」や各区の保健福祉センターの子育て支援課などに御相談ください。

(詳しい連絡先は関係機関一覧23ページをご覧ください)

【 参考文献 】

Q 1. 「気になる子どもに、何か発達の問題はありますか？」

① 「ふしぎだね!?アスペルガー症候群[高機能自閉症]のおともだち」

(ミネルヴァ書房、内山登紀夫監修、安倍陽子・諏訪利明編)

② 「ふしぎだね!?ADHD（注意欠陥多動性障害）のおともだち」

(ミネルヴァ書房、内山登紀夫監修、えじそんくらぶ高山恵子編)

ミネルヴァ書房の「発達と障害を考える本」のシリーズ（全12巻）はコンパクトにわかりやすく書いてあるので、発達障害の事を初めて勉強する人にお勧めです。このシリーズにはアスペルガー症候群やADHDのほかに、「ふしぎだね!?知的障害のおともだち」や「ふしぎだね!?LD（学習障害）のおともだち」などがあり、平成20年には学校図書館出版賞の大賞を受賞しています。もう少し詳しく知りたい方には、次の本も参考になります。

③ 「高機能自閉症・アスペルガー症候群 正しい理解と対応のために」

(中央法規、内山登紀夫・水野薫・吉田友子著)

④ 「新版 ADHD のび太・ジャイアン症候群」(主婦の友社、司馬理英子著)

⑤ 「自閉っ子 こういう風にできてます」(花風社2004 ニキリンコ著)

女性作家・翻訳家としてご活躍の著者が、アスペルガー症候群・高機能自閉症であるご自分の体験をもとに書かれている本です。自閉症のお子さんが、人の言葉をどのように受け取り、どのように考えているかが書かれ、保育者の理解できない部分と自閉症のお子さんの理解してもらえない部分の隙間を埋める著書のように思います。

⑥ 「実録 4コママンガ そうだったのか！発達障害 わざとじゃないモン」

(NPO法人 発達障害を考える会・TRYアングル編 合同出版2009

斗希典裳著)

発達障害の方の理解しづらいそして理解してもらいづらい行動や発言を4コマ漫画で表現されています。その行動の裏にある障がいというものを理解しやすいようにその時の思いが解説がついており、文字通り“わざとじゃない”を理解できる書籍だと思います。

【資料編】「虐待」にも気を付けて

⑦愛知県児童相談センターのホームページより

愛知県児童相談センター で 検索

⇒ 「子ども相談WEBページ」

↓

⇒ 「インターネット案内室」

↓

⇒ 「子どもの虐待対応マニュアル」

⑧福島県ホームページの児童家庭課トップページより

福島県ホームページ で 検索

⇒ 組織別連絡窓口 ⇒ 保健福祉部 ⇒ 児童家庭課 ⇒ 児童家庭課トップへ

※ 児童家庭課トップページに「児童相談所」及び「児童虐待」についての対応並びに次の「保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き」等が掲載されています。⇒ 「保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き」

Q3. 「園で出来ることはありますか？」

⑨長崎県西彼保健所ホームページのお役立ち情報の地域保健課関係より

子どもの育ちを支えるための第一歩 で 検索

⇒ 「子どもの育ちを支えるための第一歩～保護者とのよりよいコミュニケーションを目指して～」(西彼地域発達支援連絡会)

気になる子どもへの対応や保護者とのコミュニケーションのとり方がコンパクトにまとめられた、非常によく出来たパンフレットです。ぜひダウンロードして読んでください。

⑩「お母さんの学習室」(二瓶社、山上敏子監修)

お母さんの学習室 で 検索

行動療法の考え方にもとづいて、知的障害児や自閉症の子どもの問題行動の対応が書いてある本です。特に問題行動が起きる状況の観察の仕方やおほめることの重要さがよくわかります。

【 関係機関一覧 】

①相談一般（どこに相談したらいいかわからない場合）

→各区保健福祉センター子育て支援課

東 区	6 4 5 - 1 0 8 2	東区箱崎2丁目54-1
博多区	4 1 9 - 1 0 8 6	博多区博多駅前2丁目19-24
中央区	7 1 8 - 1 1 0 6	中央区大名2丁目5-31
南 区	5 5 9 - 5 1 9 5	南区塩原3丁目25-3
城南区	8 3 3 - 4 1 0 8	城南区鳥飼6丁目1-1
早良区	8 3 3 - 4 3 5 7	早良区百道2丁目1-1
西 区	8 9 5 - 7 0 9 8	西区内浜1丁目4-1

各区子育て支援課では、子どもや家庭の問題に関する相談を電話や窓口でお受けしています。必要に応じて関係課や専門機関を紹介します。相談受付時間は平日の9:00～17:00です。

→福岡市子ども総合相談センター（えがお館）

相談電話	8 3 3 - 3 0 0 0	中央区地行浜2丁目1-28
------	-----------------	---------------

子ども本人や保護者等を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

相談電話は24時間対応（年中無休・年末年始除く）です。

②療育機関（障がいのある子どもや、発達障がいの心配がある子どもなどに関する相談）

療育機関では、市内全保育園(所)・幼稚園を対象として、助言や支援も行っています。

障がいがあるお子さん、発達が気になるお子さんに関する相談や心配事に専門のスタッフが対応しています。また、医学的な診断と発達評価に基づいた適切な援助を専門の職員が行うとともに、お子さんの状態に応じて小集団での療育や個別のリハビリなどを行っています。相談受付時間は、いずれも平日の9:00～17:00です。

→福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）

代表電話	7 2 1 - 1 6 1 1	中央区長浜1丁目2-8
------	-----------------	-------------

※対応地域・・・博多区、中央区、南区、城南区

※保護者の方からのご相談は、こども療育相談窓口（Tel 737-8771）

→福岡市立西部療育センター

代表電話	883-7161	西区内浜1丁目5-54
------	----------	-------------

※対応地域・・・早良区、西区

※保護者の方からのご相談は、療育相談窓口（TEL 883-7186）

→福岡市立東部療育センター

代表電話	410-8234	東区青葉4丁目1-1
------	----------	------------

※対応地域・・・東区

※保護者の方からのご相談は、療育相談窓口（TEL 410-8151）

③発達障がいのある子どもやその保護者の支援に関する相談

→福岡市発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

相談電話	845-0040	中央区地行浜2丁目1-6 発達教育センター2F
------	----------	-------------------------

自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい児・者に対する支援の総合窓口として、発達、教育、就労、余暇活動などに関する相談に応じ、支援を行っています。相談受付時間は、平日の9:00～17:00です。

→福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）

相談電話	526-3788	南区高宮3丁目3-1
------	----------	------------

日常生活において生じてくる様々な問題や悩みについて、ご相談をお受けします。

家庭での悩みや（親子・夫婦・DV等）、仕事のこと、性格、生き方など悩みについて女性相談員が相談をお受けします。相談受付時間は、月～土曜日の10:00～17:00、日・祭日の10:00～16:30、毎月第2・4月曜日の10:00～20:00です。

DVについてのご相談は、アミカスDV相談ダイヤル（TEL 526-6070）で女性相談員が相談をお受けします。相談受付時間は、毎週水・木曜日の10:00～16:00です。

→福岡市配偶者暴力相談支援センター

DV相談専用電話	711-7030
----------	----------

配偶者からの暴力被害に関する電話相談をお受けし、被害者への支援策についての情報提供や支援を行う機関の紹介を行っています。（相談は匿名でできます）相談受付時間は、月・水・木・金曜日の10:00～17:00、火曜日の10:00～20:00です。（祝日・年末年始除く）

→福岡市精神保健福祉センター

こころの健康相談	737-8826	中央区舞鶴2丁目5-1
----------	----------	-------------

こころの健康に関する相談や精神科病院の情報提供などを行っています。相談受付時間は、平日の10:00～16:00です。（祝日・年末年始除く）

→各区保健福祉センター健康課精神保健福祉係

東 区	6 4 5 - 1 0 7 9	東区箱崎2丁目54-27
博多区	4 1 9 - 1 0 9 2	博多区博多駅前2丁目19-24-3F
中央区	7 6 1 - 7 3 3 9	中央区舞鶴2丁目5-1あいれふ6F
南 区	5 5 9 - 5 1 1 8	南区塩原3丁目25-3
城南区	8 3 1 - 4 2 0 9	城南区鳥飼5丁目2-25
早良区	8 5 1 - 6 0 1 5	早良区百道1丁目18-18
西 区	8 9 5 - 7 0 7 4	西区内浜1丁目4-7

精神疾患やアルコールの問題に関する相談を受けている他、精神科の病院の紹介も行っています。相談受付時間は、平日の9:00～17:00です。

④子どものこころの問題に関する専門医がいる医療機関

九州大学病院 子どものこころの診療部	6 4 2 - 5 6 4 2	東区馬出3丁目1-1
福岡市立こども病院・感染症センター (小児神経科・こころの診療科)	7 1 3 - 3 1 1 1	中央区唐人町2丁目5-8
福岡大学医学部小児科	8 0 1 - 1 0 1 1	城南区七隈7丁目45-1
医) 悠志会パークサイド こどものこころクリニック	7 9 1 - 7 2 2 2	中央区大手門1丁目9-1 第3大手門 I R ビル 1 F
医) しんどう小児科医院 ※臨床心理士が対応します	8 6 5 - 7 1 0 0	城南区神松寺3丁目22-28
なかにわメンタルクリニック	8 4 4 - 4 9 4 9	城南区茶山2丁目13-24
おおやこどもクリニック	8 3 4 - 5 6 0 8	早良区南庄3丁目6-30
藤川こども心療クリニック	8 5 2 - 7 3 2 1	早良区西新7丁目25-1F
こどもの国心の発達クリニック	8 0 5 - 5 0 2 0	西区周船寺1丁目5-25-4F

※上記医療機関は全て予約制です。事前にご予約のうえ受診して下さい。

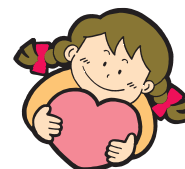
ふくおか子ども情報のホームページもご覧ください

ふくおか子ども情報

検索

ふくおか子ども情報トップページ

→相談したい・サポートを受けたい
→障害のある子どもについての相談



<おわりに>

福岡市医師会では平成13年からひと月に一度、行政、公立、私立の保育園、幼稚園の代表の方々が集まって、「保育園・幼稚園保健部会（以下“本会”と略します。）」を開いて保育園や幼稚園での困った事を話し合っています。

福岡市ではおよそ28,000人弱の子どもさんが保育園に、20,000人強の子どもさんが幼稚園に通っています。0才から小学校入学前までの子どもさんが集団で長時間生活していると当然ながら様々な問題が起きます。本会はこれまでに<微細症状（微熱、下痢、咳など）や様々な疾患（エンテロウイルス、RSウイルスなど）における登園基準>や<食物アレルギー除去食の問題>、<保育園・幼稚園での与薬>などについて話し合ってきました。

平成21年からは医学や教育の分野のみならず一般社会でも大きく取り上げられている「発達障害」について本会でも考えてみる事にしました。平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行され発達障害児の早期発見、早期支援が望まれるようになってきました。当初本会でも保育園、幼稚園での健診で発達障害が疑われる子どもさんをなるべく早期に専門医に紹介するにはどうすれば良いかを検討していました。

ところがなかなか問題解決の糸口が見つかりません。保育園・幼稚園の先生が専門機関に紹介する前に、まず紹介する事になる園医の先生達の発達障害への関心にも濃淡があります。また保育園、幼稚園の先生目から見て「気になる子どもさん」について子どもさんの保護者に専門機関の受診を勧めてもうまく行かないことが多いのです。そればかりか逆に園の先生と保護者との関係がギクシャクしてしまう事もあります。保護者の中にはご自分の子どもの「気になる言動」を園の先生に指摘されると、お母さん自身が先生に責められているような気持ちになってしまう方もいらっしゃるようでした。

そこで本会は発想を転換して、現在困っている子どもさんとその保護者に寄り添い、子どもさんや保護者が困っている事が少しでも解決出来るように皆で考えてみる事にしました。支援の押しつけではなく、今は出来なくて困っている子どもさんも「いつかきっと」出来るようになるように、少しずつこっそりと大人がお助けしながら、子どもさん自身がご自分でやっている「手応え」を感じられるようにするためには、どんな事に注意すれば良いかを考えてみました。

「発達障害の早期発見」から「困っているお母さんと子どもさんへの支援」へ発想を転換して考えてみると、既に各地に素晴らしいガイドブックがある事が分かりました。特に長崎県西彼杵発達支援連絡会の冊子は分かりやすく本冊子作成の上でも多いに参考にさせていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

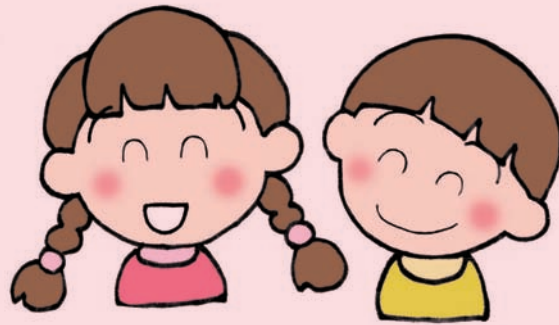
最後にこの冊子を作成するにあたりご尽力頂きました福岡市立こども病院・感染症センターこころの心療科の宮崎仁先生、またこの冊子作成にあたり多くの示唆を与えていただきました、九州大学病院子どものこころの診療部の吉田敬子先生、山下洋先生に深く感謝申し上げます。

また、この冊子の作成にあたり陰で支えて頂きました福岡市医師会の立石健治元医務課長（現福岡市医師会看護専門学校事務課長）、樋口隆之元医務係長（現福岡市健康づくりサポートセンター総務係長）、前田紗希医務課員に感謝申し上げます。

一般社団法人 福岡市医師会
常任理事 高岸 智也

< 編集者 >

宮崎 仁	福岡市立こども病院・感染症センターこころの診療科
池田 宏之	医) 池田耳鼻咽喉科クリニック
黒川美知子	医) くろかわみちこ小児科クリニック
徳永 尚登	徳永内科医院
清松 由美	医) きよまつ小児科医院
青木真智子	青木内科循環器科小児科クリニック
下村 国寿	医) 下村小児科医院
高崎 好生	高崎小児科医院
高島さつき	福岡市こども未来局保育所指導課
石井 克子	福岡市こども未来局保育課
宮崎恵利子	福岡市立千代保育所
加藤 滋世	福岡市立南庄保育所
宮崎 功子	福岡市立姪浜保育所
浦谷富士子	西新保育園
松枝 知子	高取保育園
安藤 ゆり	筑紫ヶ丘保育園
副島智恵美	福岡リズム保育園
日野 充子	アイランドシティ保育園
木村 真美	福岡市立姪浜幼稚園
木野由美子	福岡市立金武幼稚園
牛島 武史	飯倉幼稚園
筑紫 大介	金山幼稚園
高岸 智也	福岡市医師会常任理事
元山 浩貴	福岡市医師会常任理事



「気になる子ども」

～その対応と保護者へのアプローチ～

発行 平成25年5月1日

発行者 福岡市早良区百道浜1丁目6番9号

一般社団法人 福岡市医師会
会長 江頭 啓介

編集 福岡市医師会保育園・幼稚園保健部会

印刷 株式会社 博多印刷

※本書は福岡市医師会のホームページから無料でダウンロードできます。

<掲載先アドレス>

<http://www.city.fukuoka.med.or.jp/books/kodomo2505.pdf>

